

28 外部監査公表第1号（平成28年4月28日付 福岡市公報第6297号(別冊)公表）分  
市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について

5. 市民利用施設全般に関して

監査の結果	措置の状況
<p>① 施設に係る全庁的な有効活用方策の検討について (意見)</p> <p>市は、これまでアセットマネジメント及び財産有効活用の取組を推進しているが、現状に記載した検出事項に対応し、更なる施設の適切な維持管理及び財産の有効活用を推進するため、施設の維持管理及び有効活用に関する組織としての統治体制（以下「アセットガバナンス体制」という。）の構築が必要であると考えます。</p> <p>アセットガバナンス体制は、各施設の具体的な課題に取り組むため、施設書簡部署の主体性を尊重しつつ、財産活用課及びアセットマネジメント推進課が全庁的な視点から有効活用についてアドバイス等を行うことで組織横断的な取組も可能とすることを意識したものである。</p> <p>また、アセットガバナンス体制の強化について、財産活用課とアセットマネジメント推進課はモニタリングやアドバイス等を行う体制のあり方を含め、両課の連携強化について検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(財産活用課, アセットマネジメント推進課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>アセットガバナンス体制の構築については、全庁的なアセットマネジメントの推進を図るために設置している「福岡市アセットマネジメント推進協議会」に財産有効活用部を加え、アセットガバナンス体制の強化を図ることとした。</p> <p>また、財産活用課とアセットマネジメント推進課との連携強化については、固定資産台帳システムと保全情報システムの連携により、各施設等情報を共有し、全庁的な視点から、財産有効活用に関する助言等を行っていく。</p>
<p>② 全庁的な受益者負担金の見直しに向けた取組について (意見)</p> <p>施設使用料の見直しを進めている施設は一部にとどまっている。また、多くの施設において受益者負担割合の試算結果</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>は、監査人が設定した望ましい受益者負担金割合より低く、乖離している現状が見受けられた。さらに、複数の施設において使用料の設定根拠・理由が不明確であり、関連文書も保存されておらず、透明性に問題があると考えられる。</p> <p>市は、全庁的な受益者受益者負担の割合の見直しを図るため、推進体制の整備、全庁的な方針立案、施設別検討の実施、使用料改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、取り組むことが望ましい。</p> <p>(財産活用課)</p>	
<p>③ 全庁的な減免制度の見直しに向けた取組について (意見)</p> <p>減免制度（減免規定）は施設利用者の公平性を確保するため、あくまで政策的趣旨に則り例外的に認められるものであると考える。</p> <p>市は、全庁的な減免制度の見直しを図るため、減免制度に関する考え方の立案、施設別検討及び制度改定の実施、定期的な見直しといったロードマップを参考に、減免制度（減免規程）について取り組むことが望ましい。</p> <p>(財産活用課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>④ 施設間における連携強化の検討について (意見)</p> <p>(1) 障がい者スポーツセンターと市民体育館及び市民センター等の連携強化による障がい者におけるスポーツ活動の推進について</p> <p>障がい者スポーツセンター利用者の地域的な偏りを減らし障がい者のスポーツ</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>類似市民利用施設との連携については、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されていることもあり、ハード面では市民体育館・市民プール等の類似利用施設における障がい特性に応じた一層のバリアフリー化を推進し、ソフト面では、毎年障がい者スポーツセンターにおいて障がい者スポーツ指導者・支援者研修会を実施し</p>

<p>活動を推進するためには、類似の市民利用施設と連携を強化し、障がい者にとって安心してスポーツをできる環境を整えることで、スポーツ活動を行う機会を増やすことが望まれる。また、地域における障がい者のスポーツ活動の広報は、障がい者の利用が比較的多いと考えられる市民センター、地域交流センター等で積極的に実施することが望まれる。</p> <p>(障がい者施設支援課, スポーツ振興課, 区生涯学習推進課, 公民館支援課)</p>	<p>指導者等を養成するとともに、運動指導員を類似施設に講師派遣している。</p> <p>今後とも、障がいのある方やご家族等の声を伺いながら、地域にある類似施設とも情報交換及び事業連携を図り、障がい者が安心してスポーツ活動ができる環境を整えていく。</p> <p>また、障がい者スポーツは、リハビリ、健康増進、社会参加の促進、さらには生きがいづくり、充実した生活の実現など生活の質を高める意義があり、地域においては、障がい者が利用する機会の多い各区フレンドホームにおいて、レクリエーション活動やホーム外活動として子ども向け・初心者向け各種スポーツ教室を開催している。</p> <p>さらに、障がい者スポーツの広報については、各区フレンドホーム事業の他、毎年開催している福岡市障がい者スポーツ大会はじめ各種障がい者スポーツ大会の開催や参加をポスターやチラシ、市政だよりやHPで呼び掛け、一人でも多くの障がいのある方たちに、スポーツに触れる場と機会を知らせ、関心を高めるよう努めている。</p>
<p>(2) はかた伝統工芸館と博多町屋ふるさと館 の連携強化による共同事業や共同管理の検討について</p> <p>はかた伝統工芸館と博多町家ふるさと館は、伝統工芸を含めた福岡・博多の歴史、文化、伝統等を広く市民や観光客に知ってもらうための施設であるという視点で見れば、両者は共通の目的を持った施設であるといえる。そのため、事業面及び管理面の両面から、可能な部分につ</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>両施設はすでに、ものづくり体験やスタンプラリー等の共同事業を開催するなど、連携強化を図っている。</p> <p>両施設の指定管理のあり方については、監査意見を踏まえて、同一の者に指定する方向に向けて検討を進める。</p>

<p>いては両施設が連携して運営することが望まれる。なお、より深度ある連携を実行可能とするため、両施設の指定管理者を同一の者に指定することを検討することが望まれる。</p> <p>(地域産業支援課, にぎわい振興課)</p>	
<p>(3) 総合図書館における会議等の利用促進並びにこれに向けた総合図書館と市民センター及び地域交流センターの連携強化について</p> <p>映像ホールの稼働状況は高いと考えられる。座席占有率は主催上映で22%となっており、比較的健闘しているとも考えられるが、利用者数の増加へ向けた更なる取組みが望まれる。会議室については稼働率が約50%前後であり、稼働率を上げる余地があると考えられる。特に一般利用許可の日数を増加させる取組みが望まれる。</p> <p>また、総合図書館の分館が市民センターや地域交流センターにあることを踏まえ、より効果的な広報を行うため、市民センター及び地域交流センターに連携を一層強化することが望まれる。</p> <p>(総合図書館運営課, 区生涯学習推進課, 公民館支援課)</p>	<p><b>【措置済 (平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>総合図書館における会議室等の利用促進については、市民センター及び地域交流センターとの連携も含め、広報の充実に取り組み、市民に対する周知を図った。</p>
<p>⑤ 施設における物品の適切な管理について (指摘)</p> <p>市は、市民利用施設における物品の管理について、物品管理に関するルールに則り適切な物品管理を徹底するとともに、指定管理者制度が導入されている施設においては、指定管理者に対する管理監督により物品管理に関するルールの遵守を徹底すべきである。</p>	<p><b>【措置済 (平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>施設における物品の管理については、定期的に行っている通知や、物品管理に関する研修により、物品管理に関するルールの周知徹底を図った。</p> <p>なお、指定管理者制度導入施設については、モニタリングの中で、備品の管理も含め、業務の履行状況を確認・指導することとしており、施設所管課に対しては、研修をとおしてモニタリングの実施内容・手法</p>

(行政マネジメント課) 等について周知を図っている。

6. 個別の市民利用施設に関して

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(1) 市民局</p> <p>I. 福岡市地域交流センター</p> <p>視点2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各地域交流センター)</p> <p>(意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p>	<p>【措置済(平成29年2月3日通知)】</p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

(公民館支援課)	
<p>② 土地賃貸借契約の見直しについて(和白地域交流センター) (意見)</p> <p>本施設の建物は賃借である。賃料は物価の変動、経済情勢の変動等に伴い改定することが可能であるが、賃料見直しの検討を行っていない。</p> <p>施設運営に係るコスト把握及び現在の建物評価額の目安を踏まえ、賃料については見直しの検討を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(公民館支援課)</p>	<p><b>【措置済 (平成 29 年 2 月 3 日通知)】</b></p> <p>和白地域交流センターは、福岡市の仕様にに基づき JR 九州が施設整備を行っており、福岡市と JR 九州において、建物賃貸借契約を締結している。</p> <p>賃料の見直しについては、建物賃貸借契約書の規定に基づき、物価の変動、経済情勢の変動、土地建物に対する公租公課の増加及び近隣建物賃料の変動等を総合的に勘案し、必要に応じて検討を行う。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各地域交流センター) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(公民館支援課)</p>	<p><b>【措置未了 (令和 4 年 10 月 3 日通知)】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>Ⅱ. 福岡市立今宿野外活動センター 視点 1. 施設の有効活用</p>	<p><b>【措置済 (平成 29 年 2 月 3 日通知)】</b></p> <p>施設の有効活用やあり方について、引き</p>

<p>① 市民のニーズをよりの確に反映させた施設の有効活用について (意見)</p> <p>属性別、利用目的別の利用者数の把握や、設備別の利用状況の把握はされていない。また、学校利用が減ったため、食堂や厨房が現在は殆ど使用されていない等、施設の設備が現状の利用実態にそぐわない事象が生じている。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討するため、利用状況を精緻に把握することが望ましい。また、行政の各種事業や指定管理者との連携により、新たなニーズを創出し施設の有効活用を図ることが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>続き検討するとともに、平成 28 年度から報告書様式を変更し、施設別の稼働状況等を把握している。</p>
<p>視点 2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 条例におけるテント施設定員の記載誤りについて (指摘)</p> <p>福岡市立今宿野外活動センター条例別表において、宿泊施設使用料に関する表が記載されており、当該表の区分欄には「テント施設 (8 人用)」と記載されている。しかし、実際には、現時点でのテント施設の定員は 15 名であり、条例の記載と実際の運用が不一致となっている。</p> <p>実態を正確に反映させるよう、条文の記載を修正すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済 (平成 29 年 2 月 3 日通知)】</b></p> <p>テントの性質上、1 張あたりの宿泊人数には幅があり、このテントでは、標準的利用で大人 8 人、詰めて利用すれば最大 15 人程度が宿泊可能。</p> <p>今宿野外活動センターでは、子どもの団体利用も多いため、実態の利用形態に近い定員をパンフレット等に記載しているものだが、条例の記載と整合性がとれる表記に改めることとする。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確</p>	<p><b>【措置済 (平成 29 年 2 月 3 日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料 (利用料金上限) について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共</p>

<p>とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。</p> <p>以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>有した。</p>
<p>③ 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定してい</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>



<p>ることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>④ 駐車場有料化の検討について (意見)</p> <p>センターには無料駐車場が整備されている。駐車場の有料化について、検討はしているが有料化のシミュレーションはしていないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>駐車場有料化については、意見を受け、平成 27 年度に駐車場整備検討調査を実施した。</p>
<p>⑤ 宿泊施設使用料単位の見直しについて (意見)</p> <p>テント施設が 1 張当たり、ロッジ施設が一人当たりの価格となっているため、ロッジ施設の方が明らかに設備は充実しているが、宿泊者の人数が少ない（6 人未満）場合はテント施設利用よりもロッジ施設利用の方が使用料は安くなる等の問題点がある。</p> <p>そのため、ロッジ施設もテント施設と同様、1 棟当たりの金額で使用料を設定することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>⑥ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算し</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>たところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。</p> <p>また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市社領スポーツ広場</p> <p>視点2. 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>③ 駐車場有料化の検討について (意見)</p> <p>社領スポーツ広場には、無料駐車場が整備されている。駐車場の有料化については、検討していないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</p> <p>駐車場有料化については、意見を受け、平成 27 年度に駐車場整備検討調査を実施した。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担金割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>IV. 福岡市立地区体育施設等 視点 1. 施設の有効活用</p> <p>① 特定の団体に対する器具庫の無料貸出について（福岡市民体育館） (指摘)</p> <p>本館 4 階にある器具庫が、特定の団体に対して無料で貸し出しされている状況</p>	<p>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</p> <p>器具庫については、貸出を行わないこととし、物品を撤去した。</p>

<p>にあった。目的外の使用に該当すると考えられるが、特に目的外使用許可申請はされていない。</p> <p>特段の事情があり特定の団体に施設の一部を利用させる必要があると認められる場合には、市は目的外使用許可を与える等実態に即した対応を行い、使用させるべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>② 実利用者数の把握による施設の有効活用について(各体育館及び各プール) (意見)</p> <p>各施設の延べ利用者数や施設の稼働率を毎年度算定し、次年度の計画に役立てている。また、施設の入退場システムを改修し、各室ごとの稼働状況を把握、分析することを検討している。</p> <p>しかし、各施設の実利用者数については把握していない。</p> <p>各施設の実利用者数を把握することは、スポーツの振興にどれだけ貢献したかを把握するうえで重要な指標であるため、施設の設置目的の達成度を測る指標のひとつとして、実利用者数を把握することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>各施設の実利用者数については、平成 28 年度から、施設の総利用者数及び利用者アンケートの結果を活用して推計していく。</p>
<p>③ 休止中の設備における今後の有効活用方策の検討について (意見)</p> <p>現地調査の結果、福岡市立総合西市民プールにおいてはサウナ室及びレストラン厨房が、また、福岡市民体育館においてはサウナ室、浴室及び特別席が休止中であった。</p> <p>各休止中の設備については、今後の利用方針等を決定し必要に応じて修繕、改</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>福岡市立総合西市民プールの休止中の施設については、利用者のニーズも踏まえて改修することとしているが、財政負担軽減のため、その時期は、今後、予定している大規模改修工事にあわせて実施する。</p> <p>福岡市民体育館については、新たな総合体育館の整備に伴い、今後は、安全性を維持できる範囲で補修しながら、可能な期間、利用し、費用対効果の観点から大規模</p>

<p>修等を行い有効活用することが望まれる。なお、他の福岡市立地区体育施設等についても遊休となっている箇所がないか現状把握を行うことが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>な改修は行わないこととしているため、サウナ室及び浴室等の修繕は行わず、倉庫として活用する。</p> <p>また、特別室については、動線となっている階段が狭く、一般利用者や荷物の搬出入に適さないことから、活用は困難であると考え。</p> <p>なお、他の福岡市立地区体育施設等については、遊休となっている箇所がないことを確認している。</p>
<p>④ 施設の老朽化及び計画的な対応等について(福岡市立総合西市民プール) (意見)</p> <p>全館照明、放送の管理等を行う制御装置等のシステム関係は老朽化しているが、代替部品がないことから、万が一大きな故障が生じた場合には緊急の大規模改修が必要となり、不測の休館を余儀なくされる可能性が否定できない。このため、計画的にシステムの更新を検討することが望まれる。</p> <p>道路から施設に入る階段の老朽化については、安全性に問題はないことを確認しているとのことであったが、利用者が通行する階段であることから、早急に改修を行うことが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>制御装置等の老朽化については、長期休館の必要性及び費用対効果の観点から、今後、予定している大規模改修工事にあわせて、システム全体の更新を行う。</p> <p>また、道路から施設に入る階段の老朽化については、継続的に安全性を確認しており、今年度中に改修を行う。</p>
<p>⑤ 駐輪場の適切な利用の啓発及び有料化の検討について(中央体育館) (意見)</p> <p>隣接する福岡市立中央区市民センターとの間に無料駐輪場が存在するが、利用者が極めて多いため、駐輪場の外に自転車があふれる状態となっており、福岡市立中央体育館の利用時に支障を来すおそれがある。</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>駐輪場の適切な利用については、整理員を配置したことにより、駐輪場区域外への駐輪は解消している。</p>

<p>市は、今後も自転車利用者に適切な駐輪場の利用を促すとともに、別途駐輪場スペースの確保を検討することが望ましい。必要に応じて駐輪場の有料化等を検討することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール） (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各体育館及び各プール） (意見)</p> <p>各施設において、①閲覧した文書により現在の減免制度（減免規定）に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度（減免規定）の設定根拠・理由が</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度（減免規定）に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。

(スポーツ振興課)

③ 体育備品の貸出伝票の連番管理について(福岡市立中央体育館)  
(意見)

卓球やバドミントンの備品、ボール等の貸出時における現金の授受に関して、貸出伝票を使用しているが、当該伝票は連番管理されていない。

当該貸出伝票は、領収金額の唯一の証拠となるものであり、事業者にとっては領収書控と同じ役割を果たす伝票である。領収書控が、紛失や横領防止の観点から連番が付されていることを踏まえれば、市は、当該貸出伝票についてもあら

**【措置済（平成29年2月3日通知）】**

体育備品の貸出伝票の連番管理については、指定管理者を指導し、平成27年12月から貸出伝票の連番管理を行っている。



<p>かじめ連番を付しておくよう、指定管理者に対し指導することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	
<p>④ 市民プール専用利用の使用単位の見直しについて(各市民プール)</p> <p>(意見)</p> <p>市民プールでは、専用利用について4時間を1単位として使用を許可している。しかし、使用時間は1時間～2時間程度であるにもかかわらず、1コマが4時間であるために、4時間分の使用料を支払っている団体が多数見受けられた。受益者負担の考え方に照らし、実態に即した使用単位及び使用料を再検討することが望まれる。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>市民プール専用利用については、福岡市立地区体育施設条例、福岡市民体育館条例を改正し、1時間あたりの使用料を設定した。</p>
<p>⑤ 望ましい受益者負担割合の検討について(各体育館及び各プール)</p> <p>(意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

(スポーツ振興課)	
<p>V. 福岡市立男女共同参画推進センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の設置目的に即した成果指標の設定について</p> <p>(意見)</p> <p>福岡市男女共同参画基本計画(第2次)で定めた基本目標及び数値目標をより具体的に推進するため、福岡市男女共同参画推進センターの役割に基づき、同センターにおける実施事業について具体的な成果指標の設定を検討することが望まれる。</p> <p>事業年度終了後には成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(事業推進課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>具体的な成果指標の設定については、当センターで実施している主な事業の目標参加人数(定員)及びアンケートによる参加者満足度とし、毎年開催する外部有識者会議に諮ることで、当センターが設置目的に照らし有効活用されているかどうか検討することとした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(事業推進課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(事業推進課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>③ 望ましい受益者負担金割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(事業推進課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>(2) こども未来局</p> <p>I. 福岡市立少年科学文化会館</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービス</p>	<p><b>【措置を行わない（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、福岡市立少年科学文化会館条例が平成28年3月末で廃止され、同会館は閉館したことから、措置が不要となった。</p>

<p>スの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべき</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化については、福岡市立少年科学文化会館条例が平成 28 年 3 月末で廃止され、同会館は閉館したことから、措置が不要となった。</p>

<p>である。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>望ましい受益者負担割合の検討については、福岡市立少年科学文化会館条例が平成 28 年 3 月末で廃止され、同会館は閉館したことから、措置が不要となった。</p>
<p>(3) 保健福祉局</p> <p>I. 福岡市健康づくりサポートセンター</p> <p>視点 1 施設の有効活用</p> <p>① 使用料を徴収する研修室等の利用促進について (意見)</p> <p>福岡市健康づくりサポートセンター等複合施設（以下「あいれふ」という。）内貸館設備の利用状況について、利用者数や稼働率の把握はしているが、その結果の活用はしていないとのことである。ま</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>研修室等については、関係団体等への利用を促すため、指定管理者及びあいれふ内各入居施設と協力しながら、研修室等の更なる周知を図った。</p> <p>また、アンケートについては、貸館利用後、利用者から提出される施設利用報告書に利用に関する意見・感想記載欄を設けており、記載された内容をその後の貸館業務運営に活かしている。</p>

<p>た、あいの貸館利用者に対して、アンケートを定期的実施していない。</p> <p>利用状況の結果を活用し、稼働率を上昇できる研修室等はないか等について検討を行うことが望ましい。利用者を増加させる具体的な方策の検討に当たっては、利用者に対するアンケートの実施が有用であるとする。</p> <p>(健康増進課)</p>	
<p>② 機械式駐車場の不具合に係る現状確認及び大規模修繕の検討について (意見)</p> <p>あいの地下の機械式駐車場について、指定管理者から多数の不具合が生じている旨の報告がされている。所管部署は、現時点では緊急案件ではないと判断しており、現場の状況確認も実施していない。</p> <p>指定管理者からの報告を踏まえ、少なくとも現場の状況確認を実施するとともに、緊急性が高い場合には大規模修繕の前倒し等を検討することが望ましい。必要に応じて、アセットマネジメント推進課等専門知識を有する部署に対して、市民等に対する影響の程度、緊急に対応すべきか等について、相談することが望ましい。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>監査後、指定管理者立会いのもと現場の状況確認を行い、指定管理者と協議の上、緊急性は高くないものと判断したため、大規模修繕の時期については、アセットマネジメント保全計画に基づき行うこととした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできな</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>った。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(健康増進課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>



<p>づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（健康増進課）</p>	
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（健康増進課）</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>Ⅱ. 福岡市市民福祉プラザ 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の適切な管理運営に係る指導の徹底について （指摘）</p> <p>福岡市市民福祉プラザの事務室について</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>当該入居団体への市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を確認した。</p> <p>今後、手続きが遅れないよう、指定管理者へ指導を行った。</p>

<p>て、平成 27 年 9 月 1 日から利用開始している入居団体があるが、現地調査を行った平成 27 年 9 月 28 日時点で、市民福祉プラザ施設利用許可書の交付は当該団体に行われていなかった。</p> <p>入居団体の利用開始に当たり市民福祉プラザ施設利用許可書の交付を行う必要がある。このため、市は、指定管理者に対する適切な管理運営について指導を徹底する必要がある。</p> <p>(福祉・介護予防課)</p>	
<p>② 事務室入居団体の定期的な見直しについて (意見)</p> <p>福岡市市民福祉プラザの事務室に入居している団体について、入居期間は 10 年以上と長期にわたっているが、市は入居団体の見直しを実施していない。</p> <p>市は定期的に入居団体の見直しを実施することが望ましい。具体的には、5 年に一度等定期的に入居団体について、事務室利用の適切性や、団体が社会状況に相応しい福祉に関する事業を効果的に実施しているか等について評価を行い、評価結果に基づき入居団体を選定することが望ましい。</p> <p>(福祉・介護予防課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</p> <p>事務室の入居については、毎年、各団体からの申請を受けて、使用許可を行っているものである。</p> <p>平成 28 年度からは、事務室の入居団体について、その活動実績がわかる資料の提出を求め、許可申請時に確認をすることとした。</p>
<p>③ 会議室等に係る稼働率の向上について (意見)</p> <p>会議室、研修室等については比較的稼働率は高いが、介護実習室、調理実習室、視聴覚室、保育実習室、和室については、稼働率がいずれも 50%を下回っている。特に保育実習室は 20%と低水準である。</p> <p>稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向</p>	<p>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</p> <p>実習室については、利用目的が限定されることから、会議室・研修室に比べて稼働率が低い状況である。</p> <p>今後、関係団体への広報を行うことで、稼働率の向上を図ることとした。</p>

<p>けて努力していくことが望まれる。 (福祉・介護予防課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の減免手続きに係る指導の徹底について (指摘)</p> <p>福岡市市民福祉プラザの事務室に入居する団体のうち、平成26年度の使用料が全額免除されている団体がある。福岡市市民福祉プラザ運営要領において減免の必要がある場合は市長に協議するとされているが、当該団体に係る協議の内容は不明であるとともに、当該協議に関する文書はない。</p> <p>市は使用料減免に係る運用を適切に行うため、指定管理者に対して、減免根拠を明確化した上で市長への協議を徹底するよう指導すべきである。 (福祉・介護予防課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>平成28年度より、毎年、許可申請時に市長への協議を行うこととした。あわせて、今後の運用について、指定管理者へ指導を行った。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(福祉・介護予防課)</p>	
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(認知症支援課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>Ⅲ. 福岡市立障がい者スポーツセンター 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について (意見)</p> <p>現地調査を実施した結果、開設から約30年経過していることもあり、施設の屋内外で老朽化による要修繕等の箇所が複数認識された。優先順位を設け、計画的に修繕等を実施することが望ましい。</p> <p>また、安全面から各室等は車椅子利用</p>	<p><b>【措置済（平成30年2月14日通知）】</b></p> <p>施設の老朽化及び計画的な対応については、利用者の安全性確保や施設の長寿命化の観点から、優先順位を設け、修繕等を実施することとしており、まずはプール内部のシート張り替えを実施した。今後とも、計画的な修繕等を行う。</p> <p>倉庫等の各室のスペースについては、不要な備品等を廃棄し、整理を行った。</p> <p>また、車いす利用者が倉庫内の備品等を使用する場合や、トレーニング室を利用す</p>

<p>者、介護者等にとって十分なスペースが確保される必要があることから、備品等の整理や廃棄を行い、利用者が安全に利用しやすいスペースを確保することが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>る場合等の安全確保のため、必要に応じ、職員が備品の取り出しや移動の支援を行うよう、ミーティングであらためて職員に周知を図った。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 無料利用者の範囲の明確化について (意見)</p> <p>施設を無料で利用できる者として、福岡市立障がい者スポーツセンター条例施行規則に「障がい者等」の規定があるが、当該障がい者等の範囲が一部不明確である。</p> <p>無料で施設利用が可能となる利用者の具体的な範囲を定めるとともに、その内容を施行規則等において規定することが望ましい。また、規定した施行規則等に従い適切な運営がされるよう指定管理者に周知徹底することが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>無料利用者の範囲については、平成30年3月に取扱規程を定め、明確化を行った。また、取扱規程に従い適切に運営がされるよう指定管理者に通知を行い、周知徹底を図っている。</p>
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	
<p>IV. 福岡市立火葬施設</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 火葬炉数の整備について（福岡市葬祭場）</p> <p>(意見)</p> <p>今後更に高齢化社会が進むため、火葬需要は益々増加していくと想定される。今後の火葬需要の増加を踏まえ必要炉数の試算を行ったところ、平成47年度から平成53年度までに必要な炉数は約39基となっており、既存の火葬炉数26基では対応が困難であると考えられる。</p> <p>周辺住民への十分な配慮を行ないつつ施設の増設等へ向けて今後具体的な検討を行うことが望まれる。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年2月14日通知）】</b></p> <p>火葬炉の整備については、現在の火葬炉の耐用年数が平成42年度までであるため設計及び工事期間等を鑑み、平成34年度を目途に、方針決定することとした。</p> <p>また整備手法については、8基増設の場合と、現在の炉を最新式に入替え、火葬の回転数を上げ増設は行わない場合の比較検討を行う必要がある。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（福岡市葬祭場）</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨，施設で提供する行政サービスの内容，市の財政状況，その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また，市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに，設定後においても，減免内容やその設置趣旨が，その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から，減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに，明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（生活衛生課）</p>	
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について（福岡市葬祭場） （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ，監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。</p> <p>ただし，目標とする受益者負担割合は設定していない等であった。</p> <p>市は，本施設の特性や性格を踏まえ，望ましい受益者負担割合を設定するとともに，収益及び費用等を適切に把握し，受益者負担割合を算定することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（生活衛生課）</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け，全市的に検討を行っている。</p>
<p>（4）経済観光文化局 I. はかた伝統工芸館 視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について （指摘）</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後，新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては，設定根拠・理由の明確化を図るとともに，明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（地域産業支援課）</p>	
<p>② 観覧料の有料化の検討について （意見）</p> <p>はかた伝統工芸館では、企画展示室及びホールを専用利用する場合には使用料を徴収するが、観覧料については特別な事業を行う場合を除き無料である。</p> <p>来館者数の確保により伝統工芸品の知名度を向上させ販売促進を行うという目標を踏まえつつ、地域との連携及びサービス内容の更なる向上を図ることを前提として、観覧料の有料化について検討す</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>観覧料の有料化については、はかた伝統工芸館が本市を代表する伝統的工芸品である博多織及び博多人形その他の伝統工芸品の紹介、展示、情報提供等を行うことにより、本市の伝統産業の承継及び発展を図り、もって市民の豊かな生活の形成と地域の活性化に資することを目的に設置されているため、現時点では現行の処理が妥当であると判断し、措置を行わないことと</p>



<p>ることが望まれる。 (地域産業支援課)</p>	<p>した。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>Ⅱ. 福岡市姪浜買物広場 視点1 施設の有効活用 ① 利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しの検討について (意見)</p> <p>利用件数及び利用日数はともに非常に少ない。また、具体的な成果指標は設定されておらず、占有許可により開催された催事への入場者数を把握することも行っていない。</p> <p>入場者数を把握したうえで、施設の設置目的に対する成果を評価する必要がある。また、地元商店会の主体性を確保し</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>利用状況の改善及び利用方法の抜本的な見直しについては、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」を見直し、減免基準の明確化を行ったことにより、自治会、子ども会等地域団体及び民間企業等が実施する事業について、占用料の減免を行い、買物広場の利用促進を図っている。また、「利用後における報告の義務（実績報告書の提出）」を新設した。</p> <p>今後、実績報告書により、入場者数を把握するとともに、施設の設置目的に対する成果を評価したうえで、地域団体、区役所、</p>

<p>たうえで、区役所、学校等とともに、施設の利用を促進する事業案を策定及び実施することが望まれる。</p> <p>それでも利用状況が好転しない場合は、現状の利用方法にとどまらない抜本的な利用方法の変更についても検討することが望まれる。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	<p>学校等へも働きかけるなど、施設の利用促進に努めていく。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>①閲覧した文書により現在の減免制度(減免規定)に係る設定根拠・理由の概略は把握できたが、減免制度(減免規定)の設定根拠・理由が明確とまでは言い難いもの、②現在の減免制度(減免規定)に係る具体的な設定根拠・理由は妥当と判断するが、設定根拠・理由を示す文書が保存されていないものであった。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望まし</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化については、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」の見直しを行い、占用料の設定について記載し、併せて、減免の基準及び範囲を明確化し、明文化した文書を保存した。</p>

<p>い。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	
<p>② 収入の確保方策の検討について (意見)</p> <p>姪浜買物広場の主たる利用者である商店会が減免の対象となっており、当該施設を利用促進したとしても収入を確保することが難しい仕組みとなっている。</p> <p>収入確保の観点から、減免対象として主たる利用者が設定されることの妥当性を検討することが望まれる。そのうえで減免対象とならない者の利用も積極的に促進し、収入の確保につなげることが望まれる。その他、自動販売機の設置等もあわせて検討することが望まれる。</p> <p>(地域産業支援課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>減免の対象として主たる利用者が設定されることの妥当性については、「福岡市姪浜買物広場条例 利用に関する事務取扱要領」にて減免の基準及び範囲について設定した。また、民間企業の利用者等減免対象とならない者の利用促進も検討することとする。</p> <p>収入の確保方策については、平成28年4月から自動販売機を設置し、年額21,600円の使用料収入を確保している。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

(地域産業支援課)	
<p>Ⅲ. 福岡市創業者育成施設</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(創業・大学連携課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>② 条例等における減免金額の明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）</p> <p>(意見)</p> <p>施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のい</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 30 年 2 月 14 日通知）】</b></p> <p>平成 29 年 5 月 1 日付で条例及び規則を廃止し、インキュベートプラザを閉鎖したため。</p>

<p>ずれにも明記されていない。</p> <p>減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。</p> <p>(創業・大学連携課)</p>	
<p>③ 使用料減免要綱記載内容の条例又は施行規則への明文化について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）</p> <p>(意見)</p> <p>施設の具体的な減免は「創業者育成施設における学生起業家利用時の使用料減免要綱」に規定されている。</p> <p>減免については、市民に対する説明責任の観点から、条例や施行規則で極力明瞭にしておくことが望ましく、要綱を適用しての減免は、可能な限り限定的にすべきである。よって、継続的かつ今後も改定の予定がない減免については、条例または施行規則で明文化することが望ましい。</p> <p>(創業・大学連携課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>平成 28 年 7 月 1 日付で規則、要綱を改正し、学生減免について規則にて明文化した。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について（インキュベートプラザ百道浜及びインキュベートプラザ博多）</p> <p>(意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 30 年 2 月 14 日通知）】</b></p> <p>平成 29 年 5 月 1 日付で条例及び規則を廃止し、インキュベートプラザを閉鎖したため。</p>

<p>益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(創業・大学連携課)</p>	
<p>IV. 福岡市産学連携交流センター 視点1 施設の有効活用</p> <p>① 空室における備品の撤去等について (指摘)</p> <p>入居を予定していた者が基幹研究室に備品を設置したが、入居延期となったにもかかわらず備品が設置されたままとなっていた。</p> <p>使用許可がない状態にあっては、備品の管理責任を曖昧にしないため、及び別の者が入居を希望した際の妨げとならないようにするために、備品持込みができないことは明らかであり、備品はいったん撤去すべきと考える。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>備品設置者からの使用許可申請を得て、使用許可を行った。</p>
<p>② 施設及び分析機器の稼働率の向上について (意見)</p> <p>交流ホール、会議室、分析機器室といった施設や分析機器については、いずれも稼働率が10%を下回っており、非常に低水準となっている。</p> <p>稼働率が低い原因を分析したうえで、今後の対策及び目標を設定し、それに向</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>交流ホール等は、産学連携の促進のために必要なスペースを確保しているものであり、交流会やセミナーなどで更なる活用を図る。</p> <p>また、分析機器については、設置後間もないことから稼働率が低くなっていたが、その後稼働率は上昇している。</p>

<p>けて努力していくことが望まれる。 (新産業振興課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。 (新産業振興課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b> 今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>② 施行規則上の使用料の支払い時期に関する記載の誤りについて (指摘)</p> <p>福岡市産学連携交流センター条例施行</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b> 福岡市産学連携交流センター条例施行規則を改正し、文言の修正を行った。</p>

<p>規則の使用料の支払時期に関する条文に、一部文言の誤りがあった。正確に記載することが求められることから、記載を修正すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	
<p>③ 分析機器に係る使用料後納申請の提出不要について (意見)</p> <p>分析機器の使用料の納付時期については、後納が認められている。しかし、原則として後納が認められているにもかかわらず、使用申請のたびに使用料後納申請書が提出されている。</p> <p>分析機器に関しては、使用料後納申請書の提出は不要とすることが望ましい。これにより、利用者及び市の双方にとって事務負担を軽減することができる。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>取扱いを変更し、使用料後納申請書の提出が不要であることを周知した。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合と</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>



<p>の乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(新産業振興課)</p>	
<p>V. 福岡市ロボスクエア</p> <p>視点2 受益者負担割合のあり方</p> <p>① 共有工房における使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>使用料の具体的な算定根拠については、確認をしており、今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これら</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

のことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。

本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。

(新産業振興課)

③ 望ましい受益者負担割合の検討について  
(意見)

施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。

市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢

【措置を行わない(平成 30 年 9 月 19 日通知)】

望ましい受益者負担割合の検討については、福岡市ロボスクエア条例が平成 29 年 8 月末で廃止され、同施設は閉館したことから、措置が不要となった。

<p>や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(新産業振興課)</p>	
<p>VI. 博多町家ふるさと館 視点2 受益者負担のあり方 ① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	
<p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度(減免規定)を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料(利用料金上限)及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 利用料金に係る減免対象及び減免額</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p>

<p>開示について (意見)</p> <p>利用者に対して、施設のホームページ等において、全ての減免内容が開示されておらず、公平性及び透明性が担保されているとはいえない状況にある。</p> <p>利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(にぎわい振興課)</p>	<p>ふるさと館HPにて開示するよう指定管理者に依頼し、「社会科見学等の減免申請書」をダウンロードできるようにするとともに、減免申請書に全ての減免の内容及び減免額を示すこととした。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。</p> <p>また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(まつり振興課)</p>	<p>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>VII. 福岡市コンベンション施設 視点2 受益者負担のあり方 ① 条例等における利用料金及び減免内容等の設定について（マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場）</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>今後新たに使用料（利用料金上限）及び減免について設定又は改定等を行うにあたっては、利用料金及び減免内容等の算定方法等の明確化を図ることとした。</p>

<p>(意見)</p> <p>過去の包括外部監査において、本施設の設置条例には利用料金の算定方法等は全く規定されていないとの指摘がある。現状においても措置未了であるが、次回の料金改定の時期を目途に条例の改正について検討が行われる予定である。</p> <p>コンベンション施設の特性を踏まえ柔軟な料金設定が可能になるように配慮をしたうえで、利用料金及び減免内容等の算定方法や上限枠が明確になるように条例改正を行うことが望ましい。</p> <p>(MICE 推進課)</p>	
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について(マリンメッセ福岡及び福岡国際会議場)</p> <p>(意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(MICE 推進課)</p>	<p><b>【措置未了 (令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>VIII. 博多座</p>	<p><b>【措置済 (平成29年2月3日通知)】</b></p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>② 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（文化施設課）</p>	
<p>③ 利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握について （意見）</p> <p>事業の特性を考慮すると、指定管理者の経営判断として営業活動の一環で利用料金の減免が実施されており、その裁量及び市が減免実績の具体的内容を把握していないことについては理解できる。</p> <p>公の施設であることを踏まえ、指定管理者の裁量に留意しながらも、一定の牽制機能を発揮するため、利用料金に係る減免制度（減免規定）について、基本的枠組みを把握することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（文化施設課）</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>利用料金に係る減免に対する基本的枠組みの把握については、株式会社博多座に対して、減免とする際の対象及び意志決定の決裁者について確認を行った。</p> <p>また、今後、変更となる場合についても、随時確認することとした。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>望ましい受益者負担割合の検討については、博多座では観覧料金と専用使用料がある。</p> <p>観覧料金については、これまでも観覧者</p>



<p>者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	<p>(受益者)の負担で賄われている。</p> <p>専用使用料については、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>IX. 福岡市音楽・演劇練習場</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各音楽・演劇練習場)</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（文化施設課）</p>	
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について（各音楽・演劇練習場） （意見）</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（文化施設課）</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 営利目的利用時における減免の見直しについて （意見）</p> <p>使用料の減免規定は、利用用途によっ</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>入場料を徴収する場合の使用料については、入場料が 5,000 円以下の催物に対し</p>

<p>て区分が無く、営利目的として利用された場合であっても減免規定の要件に該当する限り減免となってしまふ。このため、営利目的と考えられる公演にも減免が適用されていた。</p> <p>営利目的として利用する場合については、減免の対象とならないように施設の設置条例及び同施行規則を変更することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	<p>て、音楽・演劇練習場は「10割増したのちに5割減免する」、福岡市民会館は「10割増しをしない」こととして、通常の使用料を徴収している。規定の違いはあるものの、結果は両施設において同じであるため措置を行わない。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(文化施設課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>X. 福岡市民会館 視点2 受益者負担のあり方 ① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料及び減免について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文</p>

<p>具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（文化施設課）</p>	<p>書の保存を徹底する。</p>
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について （意見）</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>使用料の設定根拠の明確化及び明文化については、今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたり、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(文化施設課)</p>	
<p>③ 楽屋の使用料の有料化について (意見)</p> <p>楽屋の使用料は設定されていない。</p> <p>近隣施設の状況及び本市の施設で楽屋料金を徴収している事例があることを踏まえ、楽屋の使用料を設定することが望ましい。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p><b>【措置を行わない（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民会館の楽屋の使用料の有料化については、ホール使用料に楽屋使用料も含まれるという見解で長年運営を行っている。</p> <p>なお、今後新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>④ 駐車場使用料の有料化について (意見)</p> <p>市民体育館では駐車場使用料を設定していない。駐車場の有料化について、検討していないとの回答を得た。</p> <p>周辺環境の状況や費用対効果等を勘案し、有料化の可能性について検討することが望まれる。</p> <p>(文化施設課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>駐車場使用料の有料化については、市民会館にかわる新たな拠点文化施設の整備の検討の中で駐車場の在り方についても検討をしている。</p> <p>なお、現在の市民会館についても課題を整理し、費用対効果などを踏まえ検討していく。</p> <p>今後、使用料を有料化した場合は、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>⑤ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(文化施設課)</p>	
<p>XI. 福岡市美術館 視点2 受益者負担のあり方 ① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきであ</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b> 今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>る。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(事業管理課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(事業管理課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館の 3 館にて、特別決裁による減免</p>

<p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p>(事業管理課)</p>	<p>の基準、条件等の検討を行い、長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(事業管理課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>XII. 福岡アジア美術館</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p>



<p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① アンケート結果を活用した施設の有効活用に対する取組みについて (意見)</p> <p>来館者を対象としたアンケートを実施しているが、アンケート結果は施設の有効活用に具体的に活かされていない。</p> <p>今後は、施設が実施したアンケートの結果を活用し、具体的な取組を実施していき、施設の有効活用を更に進めていくことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(運営課)</p>	<p>開館時間、カフェやショップ等の周知についてご提案があった件については、すでに実施している。さらに、フェイスブック等のSNSの活用や増加している外国人来館者向けに多言語による看板の設置などを行った。</p> <p>その他、カフェやショップについて、魅力的なメニュー・商品を扱う事業者に貸出をするなど、施設の有効活用に努めている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(運営課)</p>	
<p>② 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (意見)</p> <p>閲覧した資料により設定根拠・理由の概略は把握できたが、詳細な使用料の算定方法等は確認できず、設定根拠が明確とまでは言い難いものであった。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(運営課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定または改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p> <p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であ</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>福岡市美術館，福岡アジア美術館，福岡市博物館の3館にて、特別決裁による減免の基準，条件等の検討を行い，長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>

<p>り、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p>(運営課)</p>	
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(運営課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>XIII. 福岡市博物館</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 博物館に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について (意見)</p> <p>博物館に係る総合的な成果の把握及び評価は実施されていない。</p>	<p><b>【措置済（令和元年9月20日通知）】</b></p> <p>博物館では、「福岡市博物館リニューアル基本計画（平成23年4月策定）」にある「博物館の使命」「博物館の活動方針」に基づき活動を行っているが、包括外部監査の意見を踏まえ、平成28年度から順次改善に取り組んだ。その成果に</p>

<p>博物館の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入館者数、利用者の満足度、収蔵件数等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> <p>(運営課)</p>	<p>については、「館議」において、事業進捗や館運営の面から、逐次、入場者数の把握と内部点検を行うとともに、博物館法に規定された「博物館協議会」において、教育関係者・学識経験者、地域住民等による外部評価を受けている。また、学識経験者からなる「博物館資料収集委員会」を開催し、資料収集活動に係る評価を受けている。</p> <p>定量的評価項目である入館者数、企画展や講演会等の開催回数、運営体制等については「年報」として取り纏め、滞りを解消し、平成 31 年 3 月の「博物館協議会」等に示し、外部評価を頂いている。</p> <p>また、定性的な項目としては、資料の収集、保存・活用、調査・研究、普及啓発について、毎年「収蔵品目録」「研究紀要」「博物館だより」等を刊行し、市ホームページで開示するとともに、平成 28 年度から一部変更して展覧会来場者へのアンケート調査を行い、利用者の満足度等、データ収集に努めている。</p> <p>評価結果については、「博物館協議会」議事録を市ホームページで開示している。</p>
<p>② 設備ごとの稼働率の把握について (意見)</p> <p>博物館には講座室、講堂等の利用者から使用料を徴収する設備の他、読書室、多目的研修室等の無料設備があるが、これらについて稼働率の把握はされていない。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考えられる。このため、設備ごとの利用者数及び利用率</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>博物館の講座室、講堂等、読書室、多目的研修室等について稼働率を把握し、今後の施設のあり方や有効活用を検討中である。</p>

<p>を把握することが望ましい。</p> <p>(管理課)</p>	
<p>③ 収蔵ペースの確保に係る具体的な検討の実施について (意見)</p> <p>現地調査、博物館収蔵庫現況調査委託報告書の閲覧及び市への質問を通じて、収蔵スペースが不足状態にあると考える。</p> <p>このため、収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討を行うことが望まれる。</p> <p>(管理課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>収蔵スペースの必要性、増設等新たな収蔵スペースの確保手法、今後の博物館資料の収集を見越した収蔵スペース確保に向けたスケジュール等について、検討中である。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>確化するとともに明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(管理課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。</p> <p>このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(管理課)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館の 3 館にて、特別決裁による減免</p>

<p>減免の一部の運用について、教育長による特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	<p>の基準、条件等の検討を行い、長期的に減免が必要なものについては施行規則の改正等により明文化を行う。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(運営課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>XIV. 福岡市赤煉瓦文化館</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p>

<p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 適切な金庫内の管理について (指摘)</p> <p>金庫内を調査したところ、多数の印鑑及び受託会社職員の個人現金が保管されていた。また、これらについて市は実態を把握していなかった。</p> <p>これらの検出事項は、不正等のリスクを生じさせかねない。このため、市は受託会社に対して適切な業務執行を指導すべきである。</p> <p>(文化財保護課)</p>	<p>受託会社に適切に管理するよう、指導を行った。</p>
<p>② 地階事務室の入居団体に係る適切な取扱い等について (意見)</p> <p>赤煉瓦文化館の地階の倉庫一室を、民間団体に事務室として行政財産の目的外使用許可している。</p> <p>土地使用料の全額免除について根拠が不明瞭である。土地使用料の影響額が大きいことも踏まえ、減免の根拠をより具体的に明確化することが望ましい。</p> <p>また、入居当初から12年が経過しており、長期にわたり使用許可する根拠が不明確である。他に同様の団体がいないか、長期にわたることの妥当性等を検討し、その結果を明確化することが望ましい。</p> <p>(文化財活用課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>平成30年度は、入居団体から土地使用料を徴収した。</p> <p>入居団体と協議の結果、施設から退去することで合意。平成30年度は4月1日から14日までの目的外使用許可を行い、すでに退去済み。</p> <p>当該地下の倉庫の一室は今後倉庫として利用することとしており、他団体への貸出などの予定はない。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>



<p>に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（文化財保護課）</p>	
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(文化財活用課)</p>	
<p>(5) 農林水産局</p> <p>I. 福岡市油山市民の森</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の</p>

<p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	<p>明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望まし</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>い。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(森林・林政課)</p>	
<p>Ⅱ. 花畑園芸公園</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(農業振興課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市市民リフレッシュ農園</p> <p>① 施設の更なる有効活用方策の検討について(各市民リフレッシュ農園) (意見)</p> <p>体験農園(貸し農園)については、今津リフレッシュ農園で空き区画が発生している。広報活動の強化や利便性向上を図ることによって空き区画の解消に向けた方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>研修室については年間利用件数が少ない。施設の有効活用の観点から、施設の設置趣旨に沿った利用促進方策の検討及び実施が望まれる。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成29年2月3日通知)】</p> <p>今津リフレッシュ農園については、HPの充実と活用により施設の魅力をアピールするとともに、空き区画情報を提供し区画利用の促進を図る等積極的なPRを行うこととしている。</p> <p>また、利用者の意見を聴取し、利便性を向上させる取り組みについても検討を進めている。</p> <p>さらに、各研修室についても、当該施設において研修室が利用できるとの認識が広がっていないことから、HPの充実と活用により研修室の利用促進を図る等積極的なPRを行うこととしている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民リフレッシュ農園) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・</p>	<p>【措置済(平成29年2月3日通知)】</p> <p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民リフレッシュ農園) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（農業政策課）</p>	
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について（各市民リフレッシュ農園） （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">（農業振興課）</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>IV. 福岡市田園スポーツ広場 視点1 施設の有効活用 ① 施設の有効活用方策及び施設のあり方に関する抜本的な検討について（各田園</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>利用促進については、他のスポーツ施設と同様、HPの充実等を通じてさらなる周知を図り利用向上に努める。</p>



<p>スポーツ広場) (意見)</p> <p>利用状況を鑑みると、有効に活用されている状態にあるとは言い難い。土日祝日の更なる利用促進を図るとともに、現状では極めて利用率の低い平日の利用も促進する方策を検討及び実施することが望まれる。</p> <p>また、中長期的には今後も市の事業として継続していくことが妥当であるか地権者へ土地を返還することも含め抜本的な検討を行うことが望まれる。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>今後の事業継続については、現在も一定のニーズがあり、今後もスポーツ施設として必要であると考えている。今後も地権者の意向も踏まえながら、適切な広場のあり方について検討していく。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

(農業政策課)	
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各田園スポーツ広場)</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各田園スポーツ広場)</p> <p>(意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益</p>	<p><b>【措置未了(令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(農業振興課)</p>	
<p>V. 福岡市農村センター</p> <p>視点1 福岡市農村センターの廃止について</p> <p>① 廃止決定に至るまでの期間及び今後の方針の速やかな決定について (意見)</p> <p>平成27年度末に閉館されるが、過去の利用状況、運営内容等を考慮すると設置目的の再構築や早期の廃止を検討すべきであった可能性もある。</p> <p>今後、設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討することが望ましい。</p> <p>なお、農村センター廃止後の施設の有効活用については、跡地の貸付または売却を検討する予定であり、速やかにその後の有効活用に係る方針の決定及び実施が望まれる。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、設置目的と運営内容が合致しない等が生じた施設については、施設運営について継続の適否等施設のあり方を適時に検討していくこととした。</p> <p>農村センター廃止後の施設の有効活用については、跡地を貸付することとし、平成28年11月から貸付者の公募を実施することとしている。</p>
<p>VI. 油山牧場・脊振牧場</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p>

<p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について(各牧場) (意見)</p> <p>現地調査等の結果、複数の修繕等が必要な設備が発見された。これらは、施設利用に支障を来すとともに、危険を伴う可能性もある。</p> <p>危険性等の緊急度が高い箇所から修繕する等優先順位を明確にした上で、計画的に対応することが望ましい。</p> <p>(農業振興課)</p>	<p>従来より、修繕等による施設の維持に努めているが、今回の意見を受け、再度指定管理者と合同で施設の修繕箇所の確認を行い、平成28年度から緊急度に応じて計画的に修繕を行っている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各牧場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(農業振興課)</p>	
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について(各牧場) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(農業振興課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>VII. 福岡市海づり公園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び計画的な対応について (意見)</p> <p>現地調査の結果、複数の腐食箇所が見られた。これらは修繕を検討すべき箇所と考えられる。</p> <p>危険性等の緊急度が高い箇所から計画</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>従来より修繕等による施設の維持に努めているが、今回の意見を受け、再度指定管理者と合同で施設の腐食箇所の確認を行い、平成28年度から緊急度に応じて計画的に修繕を行っている。</p>

<p>的に対応することが望ましい。</p> <p>(漁港課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし、本施設は条例に利用料金上限額が規定され、指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており、実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(漁港課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに利用料金上限について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額の</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p>

<p>設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>③ 利用料金に係る減免対象及び減免額の 開示について (意見)</p> <p>利用者に対して、施設のホームページ等において、全ての減免内容が開示されておらず、公平性及び透明性が担保され</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>施設のホームページ等に一部掲載漏れのあった減免対象及び減免額について、掲載を行った。</p>

<p>ているとはいえない状況にある。</p> <p>利用料金に係る減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(漁港課)</p>	
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(漁港課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>(6)住宅都市局</p> <p>I. 福岡市公園等</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設の老朽化及び早急な対応等について(福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター)</p> <p>(意見1)</p> <p>現地調査を実施した友泉亭公園、東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにおいて、多くの修繕等が必要な設</p>	<p><b>【措置済（平成30年2月14日通知）】</b></p> <p>修繕等が必要な設備については、順次改修等を行っており、使用が制限されている施設についても、友泉亭公園の月見櫓を平成28年10月に改修、他の施設も順次改修等を行うこととした。</p>



<p>備が発見された。</p> <p>これらについて、早急に修繕等の対応を講じることが望ましい。</p> <p>(意見2)</p> <p>友泉亭公園の中門や月見櫓，東平尾公園のセンターコート特別室，大谷広場の遊具，噴水の使用が制限されている。</p> <p>これらは，施設を利用できない以上，施設の有効活用に支障があると考えられる。</p> <p>このため，できる限り修繕等を行い施設を利用できるよう措置することが望ましい。また，利用できない設備の中には，使用料を徴収できるものが含まれているため，適切な修繕等を行い施設利用者の増加や使用料の増加に繋げることが望ましい。</p> <p>(みどり運営課)</p>	
<p>② 未利用箇所の有効活用について(福岡市公園及び福岡市雁の巣レクリエーションセンター)</p> <p>(意見)</p> <p>現地調査を実施した東平尾公園及び雁の巣レクリエーションセンターにて，未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については，実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため，市は，改修や整地等を行うことでフリースペースとして開放すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p><b>【措置済(平成30年9月19日通知)】</b></p> <p>東平尾公園の未利用箇所については，一部を会議室にすることとしており，今年度改修工事を実施する。また，雁の巣レクリエーションセンターの未利用箇所の開放については，当該箇所が国有地であるため，国と継続して協議・検討を行い，施設の利用状況等を考慮しながら計画的な整備に努めることとした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各公園等)</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後，新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては，設定根拠・理由の明確化を図るとともに，明文化した文書の保存を徹底すること</p>

<p>明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>とする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各公園等） （指摘）</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>

<p>政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(みどり管理課)</p>	
<p>③ 使用料の運用と規定の乖離解消について(アイランドシティ中央公園) (指摘)</p> <p>体験学習施設では、福岡市公園条例施行規則別表第4において、小人は50円の使用料が発生するとされている。しかし、実際の運用では3歳以下の施設使用料は徴収されていない。</p> <p>市は、3歳以下の施設使用料に対する方針を明確にし、無料とする場合には福岡市公園条例に規定すべきである</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>体験学習施設の施設使用料については、他の類似の市有施設との均衡を踏まえ、小学校入学前の小人について全額免除とする方針決定を行った。（平成30年4月1日施行）</p>
<p>④ 使用料等の減免対象事由の再確認等について(友泉亭公園) (意見)</p> <p>現地調査を実施したところ、指定管理者が一部の減免対象事由について認識を誤っていた。</p> <p>減免対象事由について指定管理者との間で認識に誤解のないようにすることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり管理課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>減免対象事由については、認識に誤解のないよう指定管理者に説明し周知徹底を図った。</p>
<p>⑤ 公園占使用料等減免要綱における雁の巣レクリエーションセンターの取扱いの</p>	<p><b>【措置済（平成30年9月19日通知）】</b></p> <p>雁の巣レクリエーションセンター使用</p>

<p>明確化について(雁の巣レクリエーションセンター)</p> <p>(意見)</p> <p>雁の巣レクリエーションセンターは「公園占使用料等減免要綱」の「公園」の定義に当てはまらないにもかかわらず、減免規定の具体的な運用は同要綱に基づき行われており、福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例と実際の運用に乖離が生じていると言わざるを得ない。</p> <p>雁の巣レクリエーションセンター条例についても「公園占使用料等減免要綱」の対象になることを明確化する等必要な対応が望まれる。</p> <p>(みどり運営課)</p>	<p>料の減免の取扱いについては、「福岡市雁の巣レクリエーションセンター使用料等減免要綱」を策定した。(平成30年1月1日施行)</p>
<p>⑥ 望ましい受益者負担割合の検討について(各公園等)</p> <p>(意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p>	<p><b>【措置未了(令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

(みどり運営課)	
<p>Ⅱ. 福岡市立霊園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 指定管理者制度の採用について(各霊園)</p> <p>(意見)</p> <p>霊園について、更なる施設の有効活用を推進するため指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。指定管理者制度とは公の施設の管理に民間の知見を活用しながら、市民サービスの向上を図ることを目的とする制度である。指定管理者制度の採用により、民間の発想を取り入れることで、利用者に対するサービス向上が期待できると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p><b>【措置済 (令和元年9月20日通知)】</b></p> <p>平成31年3月議会で福岡市立霊園条例を改正し、令和2年度から指定管理者制度を導入することとした。</p>
<p>② 墓所の利用状況の把握及び不要墓所の返還について(各霊園)</p> <p>(意見)</p> <p>利用者から墓所を返還してもらいたい区画があると考えられるが、現在のところ利用許可中の墓所について、利用者が返還すべき状況にあるかは網羅的に把握されていない。</p> <p>利用者に墓所の利用状況に係るアンケート等を実施し、返還意向の有無を網羅的かつ定期的に把握するとともに、不用墓所については返還を求めること等が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p><b>【措置済 (平成30年2月14日通知)】</b></p> <p>平成29年4月から、毎年、管理料納入通知書を霊園の全利用者へ送付する際に、墓所が不用になった場合の手続きを同封の文書により告知し、返還意向を確認するようにした。</p>
<p>③ 未建墓地区画総数の把握及び未建墓地区画に係る利用取消の検討について(各霊園)</p> <p>(意見)</p> <p>未建墓地区画は利用者による管理が不十分になる可能性が高い。</p>	<p><b>【措置済 (平成30年2月14日通知)】</b></p> <p>平成28年11月に未建墓地区画の実態調査を行い、対象墓地区画の総数を把握したところ、全霊園合計で90区画であった。</p> <p>未建墓地については、その多くが平成13年から平成16年にかけて西部霊園、三</p>

<p>未建立の状況を詳細に把握するとともに、未建立墓地区画が発生している原因を分析するとともに、利用者に更なる管理徹底を依頼する等の対策を実施することが望ましい。また、3年以上未建立である区画について今後も利用が望めない場合等においては、利用許可を取消し、新たな募集を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p>日月山霊園で新規募集を行った利用地であった。</p> <p>平成28年12月に、対象墓地区画の全利用者へ、早期に墓碑を建立するよう指導文書を送付し、墓所の適正管理を依頼するとともに、今後、墓所利用の予定がない場合には、墓所返還を行うよう告知を行い、平成29年4月末までに4件の墓所返還、3件の墓碑建立がなされた。</p> <p>利用者の事情により、早期の建立ができない墓地区画については、今後の利用の有無と建立予定の時期を届け出るよう指導を行った。</p> <p>今後も各墓所について、継続して状況を把握し、利用の予定がなくなった場合は、利用者に墓所返還を促すこととする。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各霊園)</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>

<p>必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(みどり管理課)</p>	
<p>② 条例等における減免金額の明文化について (意見)</p> <p>施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。</p> <p>減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(みどり運営課)</p>	<p><b>【措置済（平成 30 年 9 月 19 日通知）】</b></p> <p>平成 30 年 4 月 1 日に霊園条例施行規則を改正し、減免金額を明記した。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について(全霊園) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(みどり運営課)</p>	
<p>Ⅲ. 南公園</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 動植物園に係る総合的評価の実施及び評価結果等の開示について (意見)</p> <p>動植物園に係る総合的な評価は実施されていない。</p> <p>動植物園の評価に係る実施体制を整備し、総合的な成果の把握及び評価を行うことが望ましい。また、評価に当たっては入園者数、利用者の満足度、繁殖等の実績等の定量的評価と併せて、運営体制、来館者サービスの質等に対する定性的評価を検討することが望ましい。</p> <p>(動物園・植物園)</p>	<p>【措置済（平成30年2月14日通知）】</p> <p>動植物園では、入園者数、繁殖実績、動植物ガイド・講座等の実施状況などの定量的評価に加え、継続的に実施している来園者サービスに関するアンケート調査の意見欄などを活用した定性的評価を行うことで、総合的評価を実施することとした。</p>
<p>② 管理業務委託に係る一体委託の検討等について (意見)</p> <p>夜間警備等業務委託、清掃業務委託等については、動物園と植物園の両所管部署で個別に業務委託が実施されていた。</p> <p>これらの業務委託について一体委託の検討を行うことが望ましい。また、これら以外にも動物園と植物園で一体として実施できる業務がないか検討を行い、効</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>平成28年度は、これまで一括して行ってきた動物園、植物園の券売・案内窓口、駐車場等の動植物園管理業務委託に加え、植栽管理業務の一体委託を行った。</p> <p>今後も、動物園と植物園の施設特性、業務内容等を検証し、一体化による効果が見込める業務の整理を行い、運営の効率化を図っていく。</p>



<p>率性及び経済性の観点から可能な限り一体として運営することが望ましい。</p> <p>(動物園・植物園)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(動物園・植物園)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとする。</p>

<p>則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については，利用者が公平に負担すべきものであるとともに，減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため，減免制度（減免規定）は，施設の設置趣旨，施設で提供する行政サービスの内容，市の財政状況，その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また，市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに，設定後においても，減免内容やその設置趣旨が，その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から，減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに，明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: center;">（動物園・植物園）</p>	
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について （意見）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ，監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は，施設の特性や性格を踏まえ，望ましい受益者負担割合を設定するとともに，収益及び費用等を適切に把握し，受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果，算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には，原因を把握した上で，使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また，社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられる</p>	<p><b>【措置済（平成 30 年 9 月 19 日通知）】</b></p> <p>平成 27 年度に，動植物園の役割，動植物園再生事業計画，入園者の状況，経営状況，今後の収支状況等を踏まえ入園料の検討を行い，平成 28 年 6 月に入園料の改定を行った。</p> <p>今後も，福岡市の公の施設における受益者負担のあり方についての検討等を全市的に行うこととしており，その状況を踏まえながら対応していくこととした。</p>

<p>ことから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(動物園・植物園)</p>	
<p>(7)道路下水道局</p> <p>I. 福岡市営駐車場</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設のあり方の検討等について(市営大橋駐車場)</p> <p>(意見)</p> <p>当初の設置目的が現状においても引き続き達成されているとまではいえない状況にある。</p> <p>周辺環境及び利用者の利用状況等の実態を踏まえ市営大橋駐車場のあり方を検討し、市が引き続き維持管理及び運営を実施していく意義を有するか検討することが望まれる。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p><b>【措置済(平成30年2月14日通知)】</b></p> <p>施設のあり方については、利用状況、周辺民間駐車場の整備状況、市営駐車場としての資産や今後の維持改修費用などについて整理したうえで、検討していくこととした。</p>
<p>② 施設の老朽化及び早急な対応について(市営大橋駐車場)</p> <p>(意見)</p> <p>現地調査を実施した結果、雨漏り、外壁の亀裂及び剥落等が見られた。</p> <p>外壁の亀裂及び剥落箇所については、今後老朽化が進めば更なる剥落が発生する可能性があり、外壁直下の歩道の安全性を確保するためにも、定期的な点検や補修が望まれる。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今回の意見を踏まえ、剥落の危険性が高いと判断した箇所を優先して外壁の改修に着手しており、平成31年度までに完了する見込みである。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(市営築港駐車場、市営大橋駐車場)</p> <p>(指摘)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料(利用料金上限)について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底すること</p>

<p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>とする。</p>
<p>② 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市営駐車場) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後新たに減免対象及び減免額の設定又は改定を行うにあたっては設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底する。</p>

<p>は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	
<p>③ 社会実験の終期設定等について(市営大橋駐車場) (指摘)</p> <p>社会実験の終期設定等について、適切な決裁等の事務手続がされていない。</p> <p>したがって、市は社会実験について期間（終期）を定めるとともに、実験終了後には結果の分析及び評価を行った上で、本格実施に移行し条例等の改正を行うか、本格実施には移行しないという判断の方向性を明確にすべきである。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p><b>【措置済（平成 30 年 9 月 19 日通知）】</b></p> <p>社会実験において一定の効果が認められたことから、本格実施へ移行するための規則改正等を行い、平成 30 年 4 月 1 日から施行している。</p>
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について(各市営駐車場) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、</p>	<p><b>【措置済（令和元年 9 月 20 日通知）】</b></p> <p>市営駐車場は、施設の特性や性格から、付近の駐車料金に比して著しく均衡を失わないことが必要なため、平成 30 年度に周辺駐車場の料金調査を行い、令和元年 10 月の消費税率の引上げに合わせて駐車料金の額を改める等の条例改正を平成 31 年 3 月に行った。</p> <p>また、今後の料金収入を含めた施設管理や経営手法等を検討するため、同月、外部有識者や市民団体の代表者で構成される</p>

<p>望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>検討委員会を設置し、経営計画を令和2年度までに策定することとした。</p>
<p>Ⅱ. 市営バスターミナル(藤崎バスターミナル)</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 施設設置目的の再設定及び目的に即した成果指標の設定について (意見)</p> <p>施設の設置目的について、時代の状況等の影響により施設設置当初の目的から少なからず変化しているため、施設のあり方を再検討し、現状に即した目的を再設定することが望まれる。</p> <p>また、再設定した施設の設置目的に沿って成果指標を設定するとともに、事業実施後に成果指標に対する成果を把握及び評価し、施設が設置目的に照らして有効活用されているか検討することが望まれる。</p> <p>(駐車場施設課)</p>	<p>【措置済(平成30年9月19日通知)】</p> <p>藤崎バスターミナルについては、平成29年度に調査を行い、利用実態を把握した。平成30年度からは、バス事業者等との協議を実施しながら、施設の必要性や道路交通事情等を踏まえた施設のあり方について、検討を進めている。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は</p>	<p>【措置済(令和元年9月20日通知)】</p> <p>市営藤崎バス乗継ターミナルは、施設の特長や性格を踏まえ、平成31年3月、外部有識者や市民団体の代表者で構成される検討委員会を設置し、今後の料金収入を含めた施設管理や経営手法等を検討することとした。</p>

<p>設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(駐車場施設課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市自転車駐車場</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 利用率 20%未満の自転車駐車場の利用促進策等の検討について(各自転車場) (意見)</p> <p>自転車駐車場のうち利用率が低いものがあると考えられる。</p> <p>利用率が低い水準にある施設については、原因分析を行った上で、取組むべき解決策を検討することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(自転車課)</p>	<p><b>【措置済 (平成 30 年 9 月 19 日通知)】</b></p> <p>自転車駐車場への案内誘導等による利用率の向上や収容台数の見直しなどにより、全ての自転車駐車場が利用率 20%を超える見込みとなった。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料の設定根拠の明確化及び明文化について(各自転車場) (指摘)</p> <p>使用料の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた使用料について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>使用料は施設に係る収入として重要な項目であり、施設で提供する行政サービス</p>	<p><b>【措置済 (平成 29 年 2 月 3 日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料 (利用料金上限) について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>

<p>スの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき使用料を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、使用料の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、使用料の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(自転車課)</p>	
<p>② 弾力的な駐車料金の設定に関する検討について(各自転車駐車場) (意見)</p> <p>施設ごとに有する特性が異なれば、それに応じて施設ごとの利用者ニーズの有無も異なるといえる。しかし、一部の例外を除いて市内の自転車駐車場の駐車料金は一律に設定されている。</p> <p>施設ごとに存在する特性や利用者ニーズを分類し、その分類に従った弾力的な料金設定を検討することが望まれる。</p> <p>(自転車課)</p>	<p><b>【措置を行わない(令和3年3月23日通知)】</b></p> <p>自転車駐車場には設置形態により「路上」と「施設型」があり、路上については料金精算の簡便さや運営コスト抑制のため、駐車料金を100円としていることから、受ける便益が相応である施設型も基本的に駐車料金は同額が妥当と考えている。</p> <p>利用者ニーズに応じた対応としては、商業施設が集積している都心部において、短時間の滞在者が多く、自転車の放置を防止する観点から、3時間無料を導入している。</p> <p>また、深夜も利用される特性がある博多駅周辺、中洲地区、天神地区の自転車駐車場の一部において、終日開場している。以上から、利用者ニーズに応じた対応を行っているところである。</p>
<p>③ 一時利用料金と定期利用料金の関係について(天神自転車駐車場) (意見)</p> <p>現状の天神自転車駐車場における料金設定について、一時利用料金は、1日(1回)50円であるため、1か月に30回利用</p>	<p><b>【措置未了(令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>天神駐輪場の一時利用と定期利用の料金設定の見直しについては、放置自転車対策に主眼を置いたうえで、天神地区の放置自転車や駐輪場の整備状況を踏まえ、総合的に検討中である。</p>



<p>すると 1,500 円となるが、1 か月定期利用料金（一般・共通定期乗車券以外）は 1,900 円であり、一時利用料金で利用したほうが 400 円安いことになる。このように、一般的な一時利用料金と定期利用料金とは異なる関係性になっているため、利用者の誤解を招きかねない料金設定であると考え。</p> <p>可能な限り利用者に誤解を与えない料金設定のあり方を検討することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（自転車課）</p>	
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について（各自転車駐車場）  （意見 1：博多区，きらめき通り，城南区，早良区）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ，監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は，施設の特性や性格を踏まえ，望ましい受益者負担割合を設定するとともに，収益及び費用等を適切に把握し，受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果，算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には，原因を把握した上で，使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また，社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから，今後，定期的に受益者負担割合を算定し，望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>（意見 2：博多駅地区，清流公園自転車駐車場，中央区，天神地区，南区，西区）</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ，監査人が考える望ましい受益</p>	<p><b>【措置未了（令和 4 年 10 月 3 日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け，全市的に検討を行っている。</p>

<p>者負担割合を上回る結果となった。</p> <p>ただし、目標とする受益者負担割合は設定していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">(自転車課)</p>	
<p>(8) 港湾局</p> <p>I. 福岡市営渡船</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について</p> <p>(指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに使用料の減免の設定又は改定等を行う場合は、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>

<p>らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(客船事務所)</p>	
<p>② 条例等における減免額の明文化について (意見)</p> <p>施設の設置条例又は同施行規則において、特別な理由等がある場合に使用料を減免できるとの記載があるが、当該減免対象となった場合の減免金額については、施設の設置条例及び同施行規則のいずれにも明記されていない。</p> <p>減免金額は、事業の収支に直結する重要な項目であり、その決定方針を条例や施行規則で表明することが、減免の妥当性を検討するうえで有用となるため、当該減免対象に該当した場合の減免金額について、条例又は施行規則で言及しておくことが望ましい。</p> <p>(客船事務所)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>限られた航路にだけ適用される減免制度があることから、他の航路への影響が考えられるため、現在検討中である。</p>
<p>③ 特別決裁による減免内容の条例又は施行規則への明文化について (意見)</p> <p>減免の一部の運用について、特別決裁により減免内容を決定している。特別決裁を受けた減免は数も多く、内容も様々であり、適用期限を設けていないものも多い。また、特別決裁の詳細な内容及び減免根拠は市の内部文書であり、外部に広く公表されているわけではない。</p> <p>説明責任を担保するため、特別決裁による減免内容が現状に照らして適切か検討の上、長期的に減免するようなものについては、条例や施行規則で明文化する</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>限られた航路にだけ適用される減免制度があることから、他の航路への影響が考えられるため、現在検討中である。</p>

<p>ことが望まれる。</p> <p>(客船事務所)</p>	
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見1：観光目的用)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(意見2：島民のための交通インフラ)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を上回る結果となった。</p> <p>ただし、目標とする受益者負担割合は設定していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。</p> <p>(客船事務所)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>Ⅱ. 福岡市海浜公園 視点2 受益者負担のあり方</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定</p>

<p>① 使用料及び利用料金に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）</p> <p>（指摘）</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金の減免は原則として指定管理者の判断により行うことができる。しかし、上記各施設では実質的には市が減免制度（減免規定）を設定していると考えられる。</p> <p>使用料及び利用料金の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。</p> <p>また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、上記各施設の減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">（港営課）</p>	<p>等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>
<p>② 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について（各海浜公園）</p> <p>（意見）</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後、新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたって</p>

<p>閲覧した文書により設定根拠・理由の概略は把握できたが、利用料金上限額の設定根拠が明確とまではいえない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由は概略では足りず具体的な内容を明確化するとともに、明文化した文書を保存することが望ましい。</p> <p>(港営課)</p>	<p>は、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について(各海浜公園) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特性或性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握し</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>ていくことが望ましい。</p> <p>(港湾管理課)</p>	
<p>Ⅲ. 福岡市ヨットハーバー</p> <p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(港営課)</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>
<p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について (指摘)</p>	<p>【措置済（令和3年10月1日通知）】</p> <p>監査指摘を踏まえ、利用料金に係る減免対象、減免額、根拠、理由等を整理し、令</p>

<p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。</p> <p>しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(港湾管理課)</p>	<p>和3年4月に「事務取扱」を作成し、指定管理者における取扱いを明確にした。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>



<p>料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また，社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから，今後，定期的に受益者負担割合を算定し，望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(港湾管理課)</p>	
<p>IV. 博多港国際ターミナル</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 設備の有効活用方策等の検討について (意見)</p> <p>貸館設備及び占用許可の対象設備について，日別単位や稼働時間単位の稼働率等具体的な稼働状況が分かる資料は作成されていない。</p> <p>施設の有効活用を検討する前提として，現在の稼働状況を精緻に把握する必要があると考える。また，市民等による需要を喚起するため，ホームページの記載充実等のソフト面の対策をより積極的に実施することが望ましい。</p> <p>(港営課)</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>平成28年度より国際ターミナルのホームページのリニューアルを行い，ソフト面の対策をおこなった。</p> <p>①各種施設の詳細案内を充実 ②ホームページ上で，空き状況の確認 ③ホームページ上で予約可能</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 利用料金上限額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については，地方公共団体の承認の基に指定管理者が利用料金を定める。しかし，上記各施設は条例に利用料金上限額が規定され，指定管理者は当該上限額を利用料金として定めており，実質的には市が利用料金を設定していると考えられる。</p> <p>利用料金上限額の具体的な設定根拠・理由は不明であった。また，設定根拠・</p>	<p><b>【措置済（平成29年2月3日通知）】</b></p> <p>今後，新たに使用料（利用料金上限）について設定又は改定等を行うにあたっては，設定根拠・理由の明確化を図るとともに，明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>

<p>理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例に定めた利用料金上限額について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>条例に定められた利用料金上限額が、事実上施設の利用料金となる場合、施設で提供する行政サービスの内容、受益者負担のあり方等を鑑みて慎重に利用料金上限額を設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき利用料金上限額を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、利用料金上限額の設定根拠が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、利用料金上限額の根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	
<p>② 使用料に係る減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）</p>	<p><b>【措置済（平成 29 年 2 月 3 日通知）】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとした。</p>

<p>は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(港営課)</p>	
<p>③ 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。</p> <p>しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設</p>	<p><b>【措置済（令和3年10月1日通知）】</b></p> <p>監査指摘を踏まえ、利用料金に係る減免対象、減免額、根拠、理由等を整理し、令和3年4月に「事務取扱」を作成し、指定管理者における取扱いを明確にした。</p>

<p>のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(港湾管理課)</p>	
<p>④ 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(港湾管理課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>
<p>(9) 区役所</p> <p>I. 福岡市立市民センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 未利用箇所の有効活用について(南市民センター) (意見)</p> <p>現地調査を実施した福岡市立南市民センターにて、未利用箇所が見受けられた。</p> <p>未利用箇所については、実質的に遊休状態にあると言わざるを得ないため、市は、改修等を行うことで市民へ開放すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p><b>【措置済（平成30年2月14日通知）】</b></p> <p>未利用箇所の南市民センター事務室裏側は、南区管理の会議室等として位置付けており、生涯学習推進課の社会教育・人権教育教材や、市民課の転入者配布用資料等を保管するとともに、市民センターホール利用者との打ち合わせ場所として活用している。さらに一部を改修し、平成29年6月より学生のための自習室として開放しており、小、中、高校生など多くの利用がされている。</p>

<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について(各市民センター) (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度(減免規定)について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。</p> <p>このため、減免制度(減免規定)は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。</p> <p>また、市は明確な根拠に基づき減免制度(減免規定)を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(各区生涯学習推進課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>今後、新たに減免について設定又は改定等を行うにあたっては、設定根拠・理由の明確化を図るとともに、明文化した文書の保存を徹底することとし、この方針について全庁的に確認し、共有した。</p>
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について(各市民センター) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算し</p>	<p><b>【措置未了(令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>たところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(各区生涯学習推進課)</p>	
<p>(10)教育委員会</p> <p>I. 福岡市総合図書館</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 財務情報を用いた成果指標の検討について (意見)</p> <p>「福岡市総合図書館新ビジョン」の成果指標は入館者数、個人貸出冊数等であり、財務情報を用いた成果指標は設定されていないが、施設の運営を行う以上、コストを含めて検討することは重要であるとする。</p> <p>現在設定している成果指標と併せて、費用等財務情報を用いた成果指標も設定することが望ましい。例えば、貸出1冊当たり費用のような成果指標を設定することが想定される。</p> <p>(総合図書館運営課)</p>	<p><b>【措置を行わない(令和元年9月20日通知)】</b></p> <p>図書館法により、入館料その他図書館資料の利用に対する対価は徴収できないと規定されており、経費を用いた成果指標の設定は困難である。このことから、「福岡市総合図書館新ビジョン」については、福岡市総合図書館運営審議会の答申や市民アンケート等の意見を踏まえ、2019年度から5年間の後期事業計画を策定し、前期計画同様の成果指標を設定した。</p> <p>なお、効率的で効果的な図書館運営を図るために、施設の有効活用などによる新たな財源確保の検討を行うこととした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p>

<p>① 減免対象及び減免額の設定根拠の明確化及び明文化について (指摘)</p> <p>使用料の各減免対象及び減免額に係る具体的な設定根拠・理由は不明であった。また、設定根拠・理由を示す文書は保存されておらず、設定根拠・理由を具体的に確かめることはできなかった。これらのことは、施設の設置条例及び同施行規則に定めた減免制度（減免規定）について重要な不備があると言わざるを得ない。</p> <p>本来使用料については、利用者が公平に負担すべきものであるとともに、減免金額は市の歳入に影響する重要な項目でもある。このため、減免制度（減免規定）は、施設の設置趣旨、施設で提供する行政サービスの内容、市の財政状況、その他の社会情勢等を鑑みて慎重に設定する必要がある。また、市は明確な根拠に基づき減免制度（減免規定）を設定していることを市民に対し説明する責任がある。さらに、設定後においても、減免内容やその設置趣旨が、その後の状況に照らして適切かどうか継続的に確認すべきである。以上から、減免対象及び減免額の設定根拠・理由を明確化するとともに、明文化した文書を保存すべきである。</p> <p>(総合図書館運営課)</p>	<p>減免対象及び減免額については、学校教育、障がい福祉等の観点により規定しているものであり、設定の内容に関しては妥当であると判断しているが、今後使用料及び減免について改定等を行う際に、減免対象及び減免額の設定根拠・理由の明確化を行い、明文化した文書を保存することを徹底する。</p>
<p>② 望ましい受益者負担割合の検討について (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>望ましい受益者負担割合については、図書館法の規定により利用に対する対価を徴収できない図書・閲覧コーナーが施設全体の大部分を占めていることから、施設全体に占める映像ホールや会議室の面積割合を考慮すると、現行の使用料は適切な負</p>

<p>ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(総合図書館運営課)</p>	<p>担割合として妥当な額であると判断しているが、監査意見を踏まえ、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準（ガイドライン）の策定に向け、全市的に検討を行っており、その考え方に沿って検討していく。</p>
<p>(11) こども未来局 I. 福岡市立背振少年自然の家、福岡市海の中道青少年海の家 視点1 施設の有効活用 ① 設備ごとの稼働率の把握について（自然の家、海の家） (意見)</p> <p>宿泊施設の定員稼働率を基礎とする利用率の算定や、研修室やプレイホールといった設備ごとの利用状況は把握されていない。</p> <p>今後の施設のあり方や有効活用を検討する前提として、現在の利用状況を精緻に把握する必要があると考える。このため、設備ごとの利用者数及び利用率を把握することが望ましい。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>【他の方法で対応（平成29年2月3日通知）】</p> <p>両施設とも団体による宿泊利用が主で、研修室やプレイホールといった設備は宿泊した団体が日中に活動を行う部屋として貸し出しているものであり、設備単独での利用は考えにくいことから、設備ごとに日単位の利用率のみを把握することとした。</p>
<p>視点2 受益者負担のあり方 ① 現金管理の徹底について（海の家） (指摘)</p> <p>現場調査時、監査人が当該出納帳と現金の有高を照合したところ、有高の方が</p>	<p>【措置済（平成29年2月3日通知）】</p> <p>現金の取扱いについては、指定管理者に対し、施設の責任者による現金と出納簿の確認の徹底を指導した。</p> <p>なお、市においても定期的に検査を実施</p>



<p>130円少なかった。現金は、その性質上、紛失や横領のリスクが高いものであるため、市はその管理を徹底するように指導すべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>している。</p>
<p>② 特別決裁による減免理由の明文化について(海の家) (指摘)</p> <p>指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受けたとして、半額減免を認めている団体がある。しかし、減免が認められるに至った指定管理者と福岡市との協議文書や根拠文書は保存されていなかった。</p> <p>減免が明確な根拠に基づいて実施していることを文書として示し、市民に対して透明性を担保する必要がある。したがって減免を認めるに至った経緯や検討状況等を明文化した文書を保存しておくべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p><b>【措置済(平成29年2月3日通知)】</b></p> <p>自然の家等に係る利用料金減免基準第3条第6項に基づき、指定管理者が特に必要と認めて市長の承認を受ける減免については、書面にて協議し、文書を保存することとした。</p>
<p>③ 望ましい受益者負担割合の検討について(自然の家、海の家) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合に近似した結果となった。</p> <p>ただし、受益者負担割合を算定したことはない、目標とする受益者負担割合は設定していない、施設の減価償却費は加味していない等であった。</p> <p>市は、本施設の特長や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。また、社会情勢や施設に係る費用等</p>	<p><b>【措置未了(令和4年10月3日通知)】</b></p> <p>本件施設については、平成27年度の指定管理者制度への移行に伴う利用料金制度導入の際、他都市の事例を参考に受益者負担割合を設定している。</p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>

<p>の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	
<p>(12)保健福祉局</p> <p>I. 福岡市立老人福祉センター</p> <p>視点1 施設の有効活用</p> <p>① 団体利用者の範囲の明確化及び明文化について(各老人福祉センター)</p> <p>(意見)</p> <p>市は、利用できる団体の範囲について施設の設置条例等で特に規定していない。</p> <p>利用できる団体の範囲が不明瞭であるため、結果的にどのような団体も利用可能ということになり、施設の設立趣旨を逸脱した利用をされる可能性がある。このため、団体の範囲について明確化及び明文化することが望ましい。</p> <p>(高齢者サービス支援課)</p>	<p><b>【措置済(平成30年2月14日通知)】</b></p> <p>老人福祉センターの利用者の範囲は、福岡市立老人福祉センター条例第2条で定めており、団体の利用の場合、構成員が利用者の条件を満たす必要がある。また、利用申込時に書面で利用目的を確認し、施設の設置目的の範囲内で利用許可を行っているところであるので、施設の設立趣旨を逸脱した利用は考えにくい。</p> <p>しかしながら、明文化することにより市が想定している利用団体の範囲が、市民にとってわかりやすくなることから、福岡市立老人福祉センター条例施行規則を改正し、明文化した。</p>
<p>② 老人福祉センターのあり方の再検討について(各老人福祉センター)</p> <p>(意見)</p> <p>各老人福祉センターの老朽化が進んでおり今後修繕等に要する費用が増加することが予想される中で、施設の必要性に疑念が生じかねない現状にあると考えられる。また、老人福祉センターにおける利用実態の把握も不十分と考える。</p> <p>このため、市は老人福祉センターの実態調査を行った上で、老人福祉センターのあり方について改めて検討を行い、提供する行政サービスの内容を再構築及び明確化することが望ましい。また、再構築した内容に合わせ、ハード・ソフト両</p>	<p><b>【措置済(令和元年9月20日通知)】</b></p> <p>平成28年に老人福祉センターの利用実態を調査し、平成29・30年度に老人福祉センターの今後のあり方、提供する行政サービスの内容について検討を行った。その結果を踏まえ、平成31年度(4月)より、「健康づくり機能」、『就業・創業支援による「生きがいつくり」機能』の強化・付加を実施した。</p>

<p>面において施策を実施することが望まれる。</p> <p>(高齢福祉課)</p>	
<p>視点2 受益者負担のあり方</p> <p>① 受益者負担割合の検討及び有料化について(各老人福祉センター) (意見)</p> <p>施設における受益者負担割合を試算したところ、監査人が考える望ましい受益者負担割合を下回る結果となった。</p> <p>市は、施設の特性や性格を踏まえ、望ましい受益者負担割合を設定するとともに、収益及び費用等を適切に把握し、受益者負担割合を算定することが望ましい。その結果、算定した受益者負担割合と望ましい受益者負担割合が乖離している場合には、原因を把握した上で、使用料の値上げを含め乖離の解消に向けて検討することが望まれる。また、社会情勢や施設に係る費用等の変化が考えられることから、今後、定期的に受益者負担割合を算定し、望ましい受益者負担割合との乖離状況を把握していくことが望ましい。</p> <p>(高齢福祉課)</p>	<p><b>【措置未了（令和4年10月3日通知）】</b></p> <p>市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準(ガイドライン)の策定に向け、全市的に検討を行っている。</p>